

入札監理小委員会
第42回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第42回入札監理小委員会
議事次第

日 時:平成20年7月8日(火) 17:49～18:44
場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

① 実施要項(案)の審議

- 通訳案内士試験事業((独)国際観光振興機構)

② その他

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査、内山専門委員

((独)国際観光振興機構)

企画本部総務部 加藤部長、中嶋次長

企画本部企画部 半田マネージャー

(事務局)

中藤事務局長、森山参事官、徳山企画官

(独立行政法人国際観光振興機構関係者・傍聴者入室)

○小林副主査 それでは、ただいまから「第42回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、独立行政法人国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業」の実施要項（案）の審議を行います。

本件については、施設・研修等分科会の内山専門委員にも審議に御参加いただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、国際観光振興機構総務部、加藤部長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）に対する意見募集の結果や前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。説明は、恐縮ですが15分程度でお願いいたします。

○加藤部長 改めまして、J N T Oの加藤でございます。

今日は2回目ということで、前回の委員の皆様からの御意見等も踏まえ、それから、そのときに御指摘がありました要項案に対するパブリックコメント、それから実際にこういうような中身で手を上げるところがあるのかといった形のサウンディング等もいたしまして、少し修正をさせていただこうと考えております。

まず、簡単に全体のポイントから御説明申し上げます。

資料1ということで、前回の議論のポイントというところに沿って、ちょっと御説明させていただきますと思います。

まず一つ、対象事業の範囲に関しまして、電子申請システムによる受験申込みを含めてもいいのではないかという御指摘がございましたが、やはりこれは、前回は御説明いたしました。今の電子申請システムをJ N T O自身が所有しているものであればいいのですけれども、基本システムというものを調達しまして、しかも年1回のそのときだけで、それを少しカスタマイズして運用しているという形でございますので、こここのところは、現実的にそれをなしで別のところにやらせるというよりも、今あるものを、こちらから情報を取って、それをそのままお渡ししてやる方がより現実的であろうと思いますので、そこは、是非、引き続きそのような形でさせていただきたいと思います。それが一番現実的な運用であると思います。

それから、海外業務、特に海外での試験、ソウル、北京、香港、台北、ここを事業者がやるに当たっては、いろいろと、ノウハウもないし、それから大変なところもあるのではないかという御指摘がございました。

海外業務にかかわる部分につきましては、特にJ N T Oの方でこれまでもやっておりますし、その部分のいろいろな経験値はきちんとお伝えしたいと思いますが、多分、特に皆様は御心配なのは、この試験問題が、海外に行く途中で漏れたりとかということがないかということであるかと思えます。これは、J N T Oが外務省を通じまして、これまでも外交定期刊行物便というもので入れさせていただいています。これは大体外交行囊みたいな形になっていまして、向こうの税関で開けられないものなんですけれども、それをそのまま大使館あるいはJ N T Oの事務所の方で試験当日まで保管するシステムで、その部分は、我々の方が全部対応というか協力してやろうと思っております。

また、海外での試験会場等につきましても、一定のそういう経験とかノウハウがありますので、そういうものは全部喜んで情報提供したいと思っておりますので、そういう意味での機構としての協力はさせていただきます。

それから、2つ目のポイントで、請負報酬の支払い。

これは、各年度中に部分払いを行うことについてどうかという御指摘がございまして、確かに金額が数千万円とかなり大きくなる部分について、その支払いが半年以上先ということになると、ちょっと大変なのかなという声もございます。

これは2つ考えがありまして、一方では、よくこういう分割払い、あるいは部分払いというのは、大きな年度をまたがってやる公共事業とか、そういう大規模な場合はこういうものが適用されているんですが、こういう場合、普通はそれはないのが一般的ですけれども、ただ、もう一方の考えは、確かに1次試験、2次試験とございまして、それなりに全国で全部会場を手配して、恐らく支払いが先に発生するだろう。それが全部終わって年度末ぐらいというのもちょっと大変であるとすれば、これは逆に、もう一度皆様方の御意見を伺わせていただきながら、会計の方の担当とか、うちのいろいろなルール等もありますので検討したいと思っておりますけれども、可能性としましては、例えば、何か月に一遍ということではなくて、1次試験がきちんと終わって、全国の試験が無事終わった段階で、それにかかった会場コストとかそういうものについて払うことは可能かなということも含めて、ちょっと今日のまたあれも含めて、そこは検討したいと思っております。

それから、減額基準と契約解除について、もう少し詳しくというお話でございまして、これは、今回のこの資料の21ページに詳しく書かせていただきますが、ペナルティポイントをどういう場合に幾つ、すなわち重大なミスとか軽微なミスとか、これをきちんといたしまして、それで、各年度における請負報酬の額の5%を上限としてペナルティポイントとすると。

それから、ポイントの増加によって減額率を高めておりますけれども、この累積が100ポイントになった、すなわち重要なミスが例えば5つ重なったといった場合は、なかなかこういうところはちょっと試験が難しくなるのかなということで、契約を解除することもその場合は考えたいと思っております。その場合は、契約金額の10%を違約金とすると。すなわち、段階によって、まず5%までのペナルティ、契約解除に至った場合は違約金。

それから、3番目に損害賠償というものもございまして、これは、普通以上に悪意あるいは善管注意義務を超えて、例えば問題が漏えいしてしまって、それが試験の直前であって試験をもう一度やり直すということができなくなった。そうした場合は当然、受験者の方に受験料の返還とかいろいろな形が発生すると思っておりますので、そういう部分については、この10%を超えた額で損害賠償も請求させていただくということは、させていただこうと思っております。

それから、実施期間についてのお話でございまして、今回の契約期間は2回の試験、すなわち2年3カ月となっております。その後、その次の契約期間というものをスタートするとすると、平成22年12月からとなりまして、その場合に、受託者が異なった場合に、3カ月間並存することになるけれども、そこは問題ないのかということでございしましたが、これは全く問題ないと思っておりますので、一応、今回は2年3カ月ということでさせていただきたいと思っております。2年3カ月としましたのも、今後の通訳ガイド試験のあり方をちょうどそのころに見直すということもありますので、こういう期間でさせていただきました。

それから、4つ目のポイントでございまして、入札参加資格ということにつきまして、15ページの方でございまして、ここで契約に基づき民間事業者が講ずべき措置と、それから、公正な取り扱いということで、「請負事業を実施している間、通訳案内士資格取得を目的とした講座を開設又は講習会を開催等してはならない」ということを記載しております。これは、前回御指摘も

ありましたように、今、通訳ガイドを専門にしている専門学校というものがございまして、そのところがこれを受けるといことが現実的にはないということでございます。表現としては、「講座を開設又は講習会を開催等してはならない」となっておりますので、年間を通じてそういう専門学校がございませけれども、それは、そういう形で実際には入札しない、できないということにしております。

それから、5つ目のポイントで落札者決定基準当ということで、評価基準の考え方でございますが、これは、23ページに総合評価方式での評価項目と得点配分基準ということで書かせていただいております。

当然この中には、これだけの規模の事業を請け負うことができるかの経理的な基盤、あるいは実施体制、事業計画、それから、やはり実績がきちんとあるかというようなことも含めまして、計画遂行の確実性ということで、それぞれ加点する形で落札者を決定したいと考えております。

そして、6つ目のポイントで、落札者が決定しなかった場合の措置ということでございますが、まさしくこのことに関しまして、先般、2週間ほどJNTOのウェブを通じましてこの要項案をかけまして、パブリックコメントもいただき、また、数社から、そういう試験関係を運営しているような事業者アプローチして感触を聞きました。

これにつきましては、パブリックコメントの方は、実は1社からでありましたけれども、1つは、確保されるべき事業の質ということで、会場がソウル、北京、香港など海外にも及ぶので、会場手配等は別とし、それから試験の運営等、本来別々にやった方がいいのではないかとというような御指摘が1つ。それから、次のポイントは、筆記試験問題の作成、口述試験問題の作成、それから、口述試験委員の確保、これはやはり民間の方ではきついで、JNTOに引き続きやってもらわなければならないか、こういう御指摘でございました。結局、このところが、落札者が決定しなかった場合のということですが、我々としては、やはり落札者に、我々が今やっている分のかなりの部分を是非受けていただきたいと思っております。

そういう中で、ただ、今言った形を全部パッケージで出した場合、特に業者の方からのヒアリングをしたところ、一番こだわったというか気にしているのが試験問題、それから試験委員の確保、ここでございますが、やはりそのところは、場合によってはJNTOが直接いろいろとやった方がよいのだということも、これはちょっと検討したいと思っております。また、委員の皆様御意見もちょうだいしながら、そこはその方向で考えてもいいのかなと思っております。

それから、今のパブリックコメントに対する中で、このパブリックコメントに書いてきた業者では、海外でのそういう試験の会場の手配とかは少し厳しいのではないかと印象のようだったんですけども、直接ヒアリングした業者からは、いや、自分たちは海外でもできますというところもございましたので、我々としても、試験の本質ではなくて、運営の部分であれば国内も海外も両方できると自信を持って言っているところがあれば、それは、そういう形でやはり出ささせていただきたいと思っております。国内分だけはやって、海外の方はJNTOが直接というのも、何か分けてちょっと変な形にもなりますし、せつかくであれば、できるだけそういうものは民間にゆだねたいと思っております。

取りあえず、私どもの考えはそういうようなことでございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○逢見副主査 論点に沿っているいろいろ御検討いただいた結果ということで、一応、論点に沿って

意見を申しますと、最初の対象事業の範囲ですが、確かにシステム自体を機構が所有しているわけではないということから言うと、電子申請を市場化テストに出すというのは、現時点ではちょっと難しいのかなという感じはいたします。ただ、書面申請と電子申請を違う事業者がやるという姿は、将来的には好ましくないと思いますので、今後、システム自体を機構が所有することも考えて、一括して業務を出せるようにすることが、今回は無理としても、将来の課題として認識していただければと思います。海外業務に係る機構の協力については、こうした考え方で記載されているのでいいかと思います。

請負報酬の支払いの問題ですが、この部分払いについては、やはり試験会場を確保して、筆記試験等の1次試験をやるというときに、民間業者の方は、そこで支払いが発生するわけですね。それを全部後払いということになると、やはり民間業者に一定の体力がないとできないということになってしまうので、結局、相当財務的な体力のあるところしか手を上げられない。能力があっても財務的体力がなければ参加できないというのは、この競争入札の趣旨から言ってどうかと思います。技術的な問題がかなりあるのかどうか詳しくはわかりませんが、できれば、1次試験が終わった時点で、一定の部分を払ってということを考えて方がいいのではないかと思うんですね。是非そこはお考えいただけないかと思います。

取りあえず、私からは2点です。

○加藤部長 確かに、今の部分払いのことにに関して、おっしゃることも全くそのとおりだと思う反面、要するに試験をきちんと、ある程度国家試験を責任持って全国で展開して、それから海外も含めてやっていただくところは、やはりある程度の体力と信用力と責任あるところでないといちょっと怖いなという気も、一方では若干するところもありまして、そここのところが多分、1,000万円とかそのぐらい1回目のところにかかって、すぐ次の残りを終わったところでできるという部分で、どこまでした方がいいかというのは、制度的なものとは別として、そここのところは、余り体力のないところでも心配なところもあるというのが、実は正直なところでもあるんです。

○逢見副主査 勿論、余りに零細なところまで参加させるべきだということではないですが、このスケジュールを見ると、年間を通じて仕事があるわけです。それで、大きく分けるとやはり筆記試験と口述の2次試験とで試験の内容も分かれる。そうすると、全部が終わらないと結果が評価できないのか。それまで支払いをしないということにしなければ民間業者が何をするかかわからない、そういうものでも多分ないだろうと思うんです。筆記試験が終わるまでに数カ月かかって、事前の準備から、人も配置して全国の試験会場をセットすると、多分1,000万円を超える支払いになるので、そこで払ってしまうと後が心配ということでもないのではないかと思うんですけれども、どうですか。

○加藤部長 わかりました。では、そういうことも含めて、その方向で検討させていただこうと思います。

○小林副主査 私も全くそのとおりだと思っていて、結局、1年間通じて業務をやって、それを確認した後でまた払うんですね。結局、タイムラグが結構あるんですね、そうすると、その分というのは資金を持っていなければいけないことになって、だから、立替払いみたいになっているわけなんですよ。それって、民間企業にとっては、やはり資金調達にコストがかかるというのは当たり前のことで、資金調達コストというものを考えずに経営をやっているところなんかないと思うんです。そうすると、そここのところの金利コストを上乗せして入札するという話も、もしかするとあるかもしれないわけですよ。だから、その分、部分払い、1次試験が終わった

ときに確認して払えば、その分の期間だけでも金利コストは少なくなるわけで、その分合理化するわけですね。だから、そうだったら、別に1年間で金利を増やさなくてもいいのではないかとというのが、通常の民間的発想だと思うんですね。

そこは、いろいろあると思うんですけども、官と民が双方とも、少しずつ、コストをとにかくかけないようにしていった方がいいのではないかとというのが私なんかの意見なんです。

○加藤部長 わかりました。ちょっと制度的にあれですけども、絶対あれではないので、その方向で、1次試験の後にやる方向でちょっと調整いたしますので、そういう方向で進めさせていただきたい、検討させていただきたいと思います。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○逢見副主査 実施期間が2年3カ月ということですが、これも次の段階で通訳案内士法の見直しがあるということなので、とりあえずその2年3カ月でいくということで、見直した後どうするかはまた次に考えればいいと思うんですが、やはり次のときには3年ぐらいを単位に考えると、何か安定的な、これは将来、民間委託をしていくということであれば、そういうふうにしていった方がいいのではないかと思います。これも、将来の課題としてちょっと認識していただきたいと。

○加藤部長 これは全く、我々は別に3年でも構わないのですけれども、要するに2年後に国土交通省の制度をかなり見直そうと。そうなると、今のスキームのまま3年契約というのはちょっとあれだなという、全くそれだけの理由で、我々がどうこうという話ではございません。

○逢見副主査 あと、入札参加資格で通訳案内士試験に関係する業務を行っているところを排除するというのですが、私はこの記載でいいのではないかと思います。要は、試験の信頼性、公正性がきちんと確保されるためには、一方で教育をやりながら、一方で試験をやるというのは、ちょっと信頼性を損なうことになるので、そこはこの記述できちんとなるのではないかと思います。

あと論点は、パブコメにもありましたけれども、試験問題をつくるということが、参入にとってどの程度の壁になるのかということですね。これは、機構の方でパブコメで寄せられた以外に何かサウンドもしたということなので、試験問題の作成ということが、どのぐらい参入の壁を高くしているのか、その辺、どんなふうにお考えですか。

○加藤部長 国家試験を既に受託している、そういうところがございます。万という単位で、全国でやっていると。ただ、その場合でも、それは特に厚生労働省関係の資格試験なんですけれども、聞きますと、試験問題は当局というかもとのほうがやっていて、やはり運営のところをやっている。それから、自分たちも試験については怖いというか、中身とかに責任を持ってないということもあって、そこは、逆に言うと是非外してほしいと。それ以外であればかなり対応は、勿論、物理的には可能であるというような感じも受けております。パブコメもありまして、我々としてはそこまでした方が本当はありがたいんですけども、ただ、そのために、そこがボトルネックになってしまって応札してくれるところがないということになっても、ちょっと厳しいのかなという気もしているところでございます。

○小林副主査 この点については、試験問題をつくる能力というのか、キャパシティがその入札参加事業者には十分ないと考えられるということもあるかもしれないんですけども、あったとして、多分、国家試験であるというので、試験問題の作成に対する謝礼といいますか、そういう作成費みたいなところの実績値というものが、国がお願いしているということでかなり低くなっ

ていることも考えられると思うんですね。そうすると、民間といっても、国の試験を民がやるわけなので国のことには変わりはないわけなんだけれども、国家試験の問題をつくるという意味で、そのプライシングのところは、これまでの実績に応じた、見合った謝礼を、信頼できるところにお願いしてつくっていただくというようなこともできるんですか。

つまり、勿論、入札参加事業者がそういうキャパシティを持っていて、それで一定の謝礼を払って一定の質の試験問題をつくって、事業全体として創意工夫を働かせながら、いろいろなところで効率化を図りながら、試験問題については一定の質を確保してやっていくと。勿論、試験監督等も質を確保しなければいけないわけですけども、それと、ある意味、機構がある程度協力して、試験問題作成については勿論事業者がやるんだけど、協力することはできるんですか。

○加藤部長 実際は試験問題、語学と、それから日本歴史、日本地理、一般常識といった形でございまして、特に語学は10カ国語でやっている。そうすると語学のできる先生が、例えばタイ語とかポルトガル語の先生というのは、結局、英語ぐらいでしたらどこかあるかもしれないですが、そこはやはりかなり大変だけれども、まさかばらばらで、これはあれでというわけにはいかない。

それから、歴史とか地理などに関しましても、もっぱら大学の先生にお願いしている部分でございまして、それが1次の筆記試験。それから、2次試験は、やはり面接試験になりますが、通訳案内士の実務のある方とネイティブスピーカーの方です。こういうものも、結局どういう形でこれまでやってきたかという、JNTOが確保している、あるいは筆記試験問題をつくる方も大学の先生で、その方の紹介で、例えばこの面接官を、こういう人だったら信頼できて、教育も高く、きちんとした言葉も話せるしネイティブだとか、そういう中で、毎年少しずつ入れ替わりながらも来ているという中で、実は、過去何十年間のかなりの膨大な中でないと、それをいきなりぼんと、皆さん自由にとということになると、そのときの質を担保できるかといったことも事業者は非常に心配しております。それから、そこで、自分が選んだ先生とかでやったところでミスが発生したときのペナルティというか、そういうところも非常に予想以上に気にされていたという感じはちょっとございました。

そういうことで、確かに事業者の気持ちも、そこもまたそうかなという気もちょっといたしましたので。

○小林副主査 多分その部分というのは、機構の方でノウハウを持って蓄積している部分なので、その部分を事業者の方にどういうふうに関連していかとといったところで工夫ができないのかということなんです。全く事業者の方にこうやってくださいというのではなくて、機構のこれまでの、そこでできないんですか。

○加藤部長 そこがまた難しいのは、我々がやってきた、こういう先生とか、こういうあれで、過去の蓄積もありますが、結構これも個人情報になっていまして、いろいろなものをこう、だからどういう形でどこまでそういうものを、委託したけれども、実際に作成するのはその先生方なんですよね。なかなかその中身について、勿論その中身がいいか悪いか、これはちょっと難し過ぎるのではないとか、これは余りにも専門的、重箱の隅をつつくような問題があるかというのは、我々はいつもチェックして、これは大変なんですけれども、幾つかは問題を少し差し替えてもらうこともあるんですが、そのもう一つ判断というものがなかなか難しいということもあるのかなと。いろいろな話をした中で幾つか出まして。

○小林副主査 だから、なるべく包括的に業務を出した方がいいというのはそのとおりだと思います。

ますよね。

○加藤部長 全くそのとおりのことなんです。

○小林副主査 それで、そのときに、単純に試験の運營業務ということになると、かなり定型的な業務なので、それこそ今までも情報処理技術者試験とかもあったと思うんですけども、非常に仕様発注的なことになると思うんですよね。おっしゃるとおり、タイ語とか、余り専門家がないようなところだと非常に難しい問題、質の確保とかだれにつくってもらうのかといったところで難しい問題があると。

だけれども、ほかの、マーケットサウンディングしていただいたとおっしゃられていたので、そういうノウハウがある英語とかほかの部分とかで、この問題の質でこのレベルのものをつくる能力があるといったところが、そこの補完的な、いわばニッチな部分のところで、補完的なノウハウというもののやりとりができれば、非常に楽になるとは思うんですよね。

○加藤部長 この通訳案内士試験、今、受験者が1万人ぐらいいまして、10カ国でかなりそういう専門学校も繁盛していると。皆さん真剣に受けてくださる。

我々は、こういうことがありますから、同時に、試験がスムーズに、しかも試験のレベル、クオリティーをきちんと維持するということが、まず、受験者の人に対してのサービスという意味では一番責任がある立場でありまして、そうなってきたときに、今おっしゃったような形で、英語はできますけれどもこれがあれとか、部分を切り張りして、ばらばらにして、ここはこうするとかということで、特に1回目のときにうまくいくかというのがちょっと心配です。要するに、これは全部が完璧になってやって、1カ所だけうまくいきませんでしたとかというと、なかなか全体として完成しないもので、そこにおいて、確かに試験問題については、皆さんかなりそういうことをおっしゃる部分であれば、我々も本当は、初め、出せるものだったら、そういうところがあつたら出したいんですが、ただ、出したと思ったけれども、途中で、やはりタイ語とかなんとか語はできませんとかいろいろな話になってきたときに、全体の工程がかなり厳しい中で、ちょっとそこは大丈夫かなという気は正直しているところなんです。

○小林副主査 その点は、説明会とかのときに、今のところだと全部出すことになっているではないですか、そういう協力といいますかサポートといいますか、切り張りという形ではなくて、そういう非常に少ないタイ語のようなところについては、やり方についてはサポート、情報提供をします、人の名前ではなくて、何かやり方について情報提供しますとか、そういう協力的なメッセージというのは出せるんですか。

○加藤部長 結局、タイ語とか、あるいは特殊な言葉で、しかもそれなりにきちんとした、向こうの大学か何かも出ていて、一定の、例えば学校で教えた経験があるとか、そういう人でないと多分できないし、また、言葉ができるのと試験問題の作成は全く別でございまして、試験問題を作成するのは、大体もつばら大学の先生なんです。すると、そういう大学の先生とかについての個人の略歴も含めてこういう人だというデータは我々持っているんですけども、例えば、こういうふうにするから、そういうデータを御本人に断りなく、あるいは右から左とかという形も、そういうところも含めまして、そういう中で、例えば、JNTOから直接であればオーケーだったというような人でも、また別のことになったときにはどうかとか。すると、例えば10人のうち7人がいいと言われても、3人がそこで引かかってしまったりしますと、ちょっと試験が大丈夫かなと。

我々は全くそれだけなんです。試験を本当にうまくこれでそういうふうにやってできるのかと

いうところが、ちょっと本当に今引っかかっているところでもあります。別に出したくなくてやっているのではなくて、試験をいかに本当に問題なく運営するかということなんですけれども。

○内山専門委員 私は、ずっとこのJNTOさんと話し合いをさせていただきまして、このたびここまでこぎつけて、私としても非常によかったと思うんですが、今回の市場化テストの趣旨からしまして、やはり一部だけ対象から除くと、本来の市場化テストの趣旨から言うと余り望ましいことではないわけです。原理原則論から言いますと。そういう意味では、やはり全部まとめて出していただいて、それによって、まさに民間の効率性とか創意工夫などを生かすというふうにやっていただきたいと思うのですが、その点に関しまして、私も大学の教員ですので、試験というのがいかに大変かよくわかっております。本当に非常な御懸念は私も共有するんですが、ただ、例えば、その試験委員の確保とかそういうことに関して、やはり直接業務を担うのは民間事業者であるにせよ、例えば大学の先生にお願いするときにはJNTOさんの名前で、JNTOさんが試験委員の委嘱に当たってはバックアップを行う、そういうような形でサポートすることはできないんですか。

例えば、直接紙一枚、JNTOの事業をあくまで委託したものですので御協力をお願いしますというような紙をつけるですとか、そういったことであればそれほどコストもかからないし、また、逆にそれによって受けられる試験委員の先生の方にとっても、これはきちんとした国の事業だ、これはあくまでもそれが市場化テストで民間に行っているのにすぎないのだということをおかしてもらえと思えますので、そういった形で、そのままJNTOさんのサポートという形でできれば、私個人としては、この民間事業者が試験も行うという方向でやっていただきたいのですが、そういったことについていかがでしょうか。

○加藤部長 こっちも別に、それで本当に責任を持って受けられるところがあればいいんですけれども、仮にそうやって出した場合に、私の聞いたところだと、そこが一番ボトルネックになっているような感じがしますので、果たして手を上げてくれるところがあるのかなということをお逆に心配しているんですね。前回皆さん、パブリックコメントとかを聞いてと、こういうことで手を上げるところがあるんですかといったときに、私の今の感じだと、試験のところまでということになると、果たして手を上げてくださるのか。この前ちょっとヒアリングしたところも、それ以外だったら自分は自信を持ってというか、海外の試験会場も含めてやれるけれども、やはり試験問題のところはかなり難色を示しておられたということになると、どうかなということなんです。

○小林副主査 だから、問題になっているのは、多分マイナーな、マイナーと言ったら失礼だけれども、そのところだと思うんですね。マイナーな語学の分野とか、地理という話もございましたけれども。だけれども、教育をやったり試験を行ったりという大規模な業者はあるので、そういったところは、一部を除いては、同じようなレベルのクオリティーで試験問題をつくる能力はあると思うんですよ。

○加藤部長 まあちょっとあれですけども。

○小林副主査 あると思われるんです。だから、試験業務をやるということだけではなくて、例えば語学をやっているところ、あるいは受験等をやっているところというのは、受験というのはこういう受験ではなくて、一般的な受験をやっているところとかがある、大学受験等もやっているところがあると思うんですよ。そういうところはやれるのではないかと思われるんですね。

だから、今、内山先生がおっしゃったとおりに、そういうような、これはあくまでも国の業務

であるということを担保してくださるような、そういうサポートをしてくだされば、それでできるのではないかと思われるんですけども、どうなんですかね。

○加藤部長 もう一つは、言葉だけではなくて、その言葉が、要するに観光ガイドとしてふさわしい、例えば英語力とか何語とかということも含めてしなければならない。いわゆる通常のTOEICとか英検1級とは、これがまた問題も全然違うんですね。だから、普通の試験のところとはちょっとまた違った形で、要するに、観光とか何かのガイドとして必要な部分という形で各語をやっているの、そのところはどれだけあれかということとはちょっと心配です。

○小林副主査 それほど特殊なのか、ちょっと拝見してはいるんですけども、勿論トピックとか説明の仕方とか、いろいろな問題の質とかというのはあると思うんですが、そんなに特殊とは思えないんです。そんなに特別なところでないといけないし、この試験のための特別な目的のためにやらなければいけないというような、その通訳士の目的というのはあると思うので、それが理解できれば、勿論十分にその趣旨に合った問題をつくって、面接試験等もできるのではないかと思うんです。お話を伺っていると、これはもうできない、だから機構が一番適切な施行者だというように聞こえてしまうんですが。

○加藤部長 我々も、まず、できるのであれば本当に出したいという部分は全くあるんですが、ただ、本当に責任を持って、これがどこか1カ所でも途中でできないとかなんとかとされてしまうと困るなど。要するに、これは、この試験で、受験に対する責任というかサービスという意味なんですよ。結構複雑な形になっているので、実際に感触を聞いたようなところですら、やはり試験のこれについては外してもらわないとなかなか手を上げにくいというふうに私ども聞いたので、そうすると、これを入れたがために手を上げるところがなくなってしまったら、もっとこっちが困るなどというのが、全く私の感じなんですね。

だから、ここにありましたように、「落札者が決定しなかった場合の措置」と「関心を示す事業者について」というところが、まさしくリサーチした結果、我々も当初は全部対象にしようと思っていたんですけども、やはりそういうマーケットの反応であれば、そうすると、では試験をその中でいかにスムーズに行うかという観点だと、ほかの部分は全部確かに何とかできるところがあると思うんですが、試験問題のところはどうかという、全くそういう気持ちなんですね。

これは、決して何が何でもうちがやりたいということで、これを放したくないということでやっているのではないんです。

○逢見副主査 だから、これがネックになってどこも手を上げない、入札が不調になってしまうというケースは、これはやはり避けなければいけないと思います。ただ、本当にネックなのかどうか、まだよくわからないんです。

仮に、まず入札をやってみて、ここが、外国語の試験問題をつくるのがネックなのか、あるいは日本語の試験であっても、歴史や地理も含めて問題をつくること自体がネックなのかわかりませんが、それをやってみて、仮に入札が不調になったとして、そのときに、再入札のときにそこは外して機構が従来どおりやりますと、修正することは可能なんじゃないでしょうか。

○加藤部長 時間的なものからしてどうなのか。プロセスとしては可能だと思うんですが、時間的なものの中で、僕は、逆に言うと、できるだけ間口を広げて応札していただきたいと。さっき、なればこそ、例えば分割払いとかというお話もあったとすると、分割払いより、むしろこちらの方がネックになっていると思ったので、こちらの方を逆にそちらの方からちょっと放そうかなという形で、要するに手をより上げやすい形にしよう。多くの人が手を上げやすい形は、やはり

試験問題のところは初めから外した方がいいのかなど。だから、ツーステップということであれば、それも勿論一つなんですけれども、多分、最初にあれをやったら、こっちの感触だと、手を上げてくださるところがない可能性の方があるのではないかなど。もしかしたらあるかもしれませんけれども、そんな気がちょっとしているのです。

だからこそ、前回、マーケティングをサウンドしてください、むしろそういうことが本当にあるんですかというお話があったと思うんですね。海外でもやる、それから試験問題とかということとを逆に委員の先生の方から御心配されて、だから、パブリックコメントとかマーケティングのサウンディングをしてくださいと。それで、やった結果、逆に今度は私の方が、ここのところはちょっと慎重になってというような状況ではあるんですけれども。

○逢見副主査 委員会の立場としては、今後もこういう試験事業についての市場化テストが行われるだろうと想定して、その際に、考え方としては、できるだけ包括的に民間に出してもらいたいということがあります。ですから、ただ試験問題の作成は切り離して、従来どおり機構がやるということではなくて、幅広く市場化テストに出すべきだということです。そういう意味で、通訳案内士試験というのは、まだ初期の段階なんです。それを入札する範囲に、実施要項の部分で、試験問題の作成を機構自らやるということにしてしまうことについて、これが後々ほかのところにも影響するのではないかという懸念があります。だからといって全く応札できなかったということでも困るので、そこをどういうふうにやればきちんとした説明責任が付き、かつ、うまく民間の人も手を上げてもらえるか、どういう状態でやるのが一番最適かということをおもろい考えているところなんです。だから、最初から試験問題はもう出さないということにしてしまっているのかなどということが、引っかかっているんです。

○内山専門委員 よろしいですか。先ほどと若干変わりますが、やはり、確かにヒアリングされた結果、御懸念をお持ちだというのは本当によくわかるんですが、ただ、やはり一遍フォーマルな手続として、包括的な形で入札にかけてみて、それでだめだったらしょうがないから外すという方向が、やはり筋なのではないかと思います。

先ほどおっしゃったスケジュールの面ですが、最初の年度に関しては、会場調達等は機構さんの方でやられると聞いていますので、そういったことも考えると、一遍もし入札が不調だった場合に、改めて急いで入札をやり直して、試験問題を外した形で入札をやり直すという形で間に合うのではないかというのが、我々としての見解でございます。

○加藤部長 そうですね、逆の意味で、我々も前回マーケティングとかパブリックコメントにかけて、その結果を踏まえて、少しでも手を上げやすいようにということでした次第ですけれども、そういうことで、仮にツーステップになるかもしれないけれどもということであれば、最初はこのフォーマルな形かどうか、ちょっとまたいろいろ検討してみたいと思います。

○事務局 先ほどから小林先生などがおっしゃっています、今のままで試験実施業務は業務の対象にするんだけど、若干、試験問題案の作成業務自体に機構のサポートが何か入るような形が考えられないのかという御指摘を先ほどからされていたと思うんですが、今までつくっていらっしゃった先生の名前をお示しするのは、個人情報との関係などがあるというような御指摘もございましたが、何かの形で機構としてのこれまでのノウハウを事業者と共有して、何とか問題をつくってもらおうといったような考え方を、その実施要項内にひと工夫入れることによってハードルを少し下げるといったようなことがないのかというような御指摘を先ほどから先生はされていると思うんですが、その点に関しては、すぐに何か答えが出るようなものはございますでしょうか。

○加藤部長 結局、どこにどういう、そういう専門試験をつくれる、あるいは経験のある大学の先生がいて、あるいはどういう外国人の方であれば、過去、通訳案内士の試験をした、そういう人たちはどういう経歴だから有資格者であると判断しているといったことは、いわゆる今、独立行政法人が持っている個人情報なんですね。それを、今度は全然別の観点になるし、今、非常にそういうものも厳しくなっております、これを受けた業者として、そういう方を全部出しても大丈夫なのかなとか、そういうことも含めましていろいろとちょっと気になって。

○小林副主査 そんなふうにダイレクトに今までのやっつけてくださっている試験委員の方の情報を出してくださいということではなくて、多様な試験問題をつくるに当たって、しかも通訳士というものの目的を達成するための試験をつくるに当たって必要だったノウハウというのが多分あると思うので、それを共有していただくサポートができないかということなんですよ。

だから、今、現在だと、もうほとんどデータマイニングなんかすごく簡単にできてしまうような時代で、どこにどんな先生がいて、その先生が、リードなんかを見れば、研究業績はどうで、どういう分野をやっているなんていうことはすぐわかるわけですよ。だから、そういったところで、そういった試験問題をつくったり、試験をやったり、教育をしたりとかという業者でしたら、多分もっと戦略的に、この問題だったらこういう先生がいいだろうというようなノウハウをもしかしたら持っているかもしれないと思うんです。

だから、それは勿論機構が独占している情報ではなくて、そういうふうに業者の方でも調べるけれども、それができる限り容易にできるようにサポートをしてくれないかということを行っているわけなんですね。だから、サポートの方法が情報開示というのではなくて、今までやっていたノウハウが機構にあるのかどうかもちょっと私もよくわかりませんが、こういった試験問題をつくるに当たってはこういうところがポイントになってくるみたいなどころがあれば、そういうようなことをサポートできる。より具体的に業者に説明できると、業者のほうも事業の透明性といいますか事業をどういうふうにやっていったらいいかということがよく理解できると思うんですね。参入しやすくなってくるとは思わないかと思うんです。だから、そういう工夫ができないかということなんですよ。

○内山専門委員 済みません。1点申し上げますと、今、小林先生の方からお話がありましたけれども、どこの大学にだれがいて、どういう専門にしているというのは、それは個人情報ではないと思います。例えば私の場合、自宅の住所は確かに個人情報で、開示されたら困りますけれども、私がどこの大学にいてどういう専門をやっているかということは、むしろこれは、研究者個人としても、また大学としてもどんどん発信しようとしている方ですので、それを個人情報だから開示しないでくれという先生は、多分いらっしゃらないのではないかと思います。

それから、もう1点、サポートの件は、私も先ほどから申し上げますように、例えば試験委員の委嘱の際に、JNTOが推薦を行うとか、あるいは先生にお願いするに当たって何か協力要請のような文書を機構の方から出していただくとか、例えばそういう形でも随分違うと思うんですが、そういったこと、必要なサポートを行うというようなことをまさに実施要項に書いていただくことで、随分とそれは改善されるように思うんですが、その点に関して御検討いただきたいと思います。

○加藤部長 わかりました。必要なサポートというのは、具体的にどういうことができるのかということも含めて、そこのところは一回検討したいと思います。

○小林副主査 試験問題作成の謝礼についても、従来の国がやっていたこの業務にのっとりや

っているのだということが示されれば、業者の方でも、通常の業者のプライシングではなくてできると思われるでしょうし、いろいろな意味でそれは非常に重要な情報になると思うので、その辺も何かお願いしたいと思うんですけども。

○加藤部長 わかりました。おっしゃられた趣旨を含めて、どういうサポートができるかも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

○小林副主査 ほかによろしいですか。事務局から何か確認すべき事項がございますか。

○事務局 今の点については、2点御検討いただくという御回答をちょうだいしておりますけれども、是非前向きに御検討いただければと思います。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、機構におかれましては、本日の審議を踏まえて早急に検討を進めていただきたく、よろしくお願いたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

（終 了）